

令和4年9月29日開会

第744回むつ市教育委員会

参 考 資 料

報告第2号 1頁

報告第3号 7頁

報告第5号 17頁

報告第二号 参考資料

む 教 生 第 80 号
令和 4 年 8 月 26 日

むつ市長 宮下 宗一郎 様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更
(捕獲)の許可について(通知)

令和 4 年 6 月 10 日付け、む農水第 138 号で申請のあった現状変更について、別紙のとおり許可されましたので伝達します。

なお、実施にあたり条件が付されており、また事業終了後は、事業者からの終了報告の提出を受け、青森県教育委員会経由により文化庁長官宛て進達することになりますので、遺漏のないよう御留意ください。

担当:むつ市教育委員会 生涯学習課
森田 賢司
TEL 0175-22-1111(内線 3142)
Fax 0175-22-1488

青教文第402-1号
令和4年8月5日

むつ市教育委員会教育長 殿

青森県教育委員会
教育長 和嶋 延寿
(公印省略)

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の
現状変更（捕獲）について（通知）

令和4年6月14日付けむ教生第80号で進達のあった標記について、
別添のとおり許可になったのでお知らせします。

については、申請者に伝達いただくとともに実施上適宜御指導願います。

また、事業終了後は結果を示す写真等を添えた終了報告（文化庁長官あ
て）を提出させ、本職に進達願います。

文化財保護課文化財グループ 伊藤主幹
TEL:017-734-9920 / FAX017-734-8280
E-mail : yumiko_ito@pref.aomori.lg.jp

むつ市長

令和 4 年 6 月 1 0 日付けで申請のあった天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（捕獲）を文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）第 1 2 5 条第 1 項の規定により下記の条件を付して許可します。

ただし、実施に当たっては、青森県文化財担当部局の指導を受けてください。

なお、許可された期間の延長が必要な場合には、事前に期間変更届を提出して承認を受けてください。

また、下記の条件に基づき、文化財保存の観点から、やむを得ずに計画内容を変更する場合及び軽微な仕様（材質、色、形状）の変更であって、文化財に配慮したものを行う場合には、事前に計画変更書を提出して承認を受けてください。

令和 4 年 7 月 2 2 日

文化庁長官 都 倉 俊 一

記

- 1 捕獲の対象地域は、第二種特定鳥獣管理計画に基づく地域とすること。
- 2 実施にあたっては、青森県文化財担当部局の指示を受けること。

（注）取消訴訟の提起に関する事項の教示

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、文化庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります）。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

報告第三号 参考資料

サルの捕獲頭数

文化庁申請分				市教委申請分				
期間		許可 頭数	捕獲 頭数	年度	捕獲 (殺処分)		一時捕獲	
					許可 頭数	捕獲 頭数	許可 頭数	捕獲 頭数
第2次第二種 計画期間	H29.6～ R元.6	303	95	H29			58	12
				H30			58	3
				R元			58	5
	R元.9～ R3.6	230	70	R2			56	5
				R3			60	5
第3次第二種 計画期間	R3.7～ R4.7	300	27					
	R4.8～ R5.8	367		R4			66	
合計		1,200	192		0	0	356	30



む 教 生 第 152 号
令 和 4 年 8 月 30 日

青森県教育委員会
教育長 和嶋 延寿 様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
現状変更に係る終了報告について（進達）

標記の件について、むつ市長より提出された文書を別添のとおり、文化庁長官あてに進達いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

担当：むつ市教育委員会 生涯学習課
森田 賢司
TEL 0175-22-1111(内線 3142)
FAX 0175-22-1488



むつ教生第152号
令和4年8月30日

文化庁長官 都倉 俊一 様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
現状変更に係る終了報告について（進達）

標記の件について、むつ市長より下記現状変更に係る終了報告が提出されましたので、別添のとおり進達します。

記

令和3年6月18日付、3文庁第389号で許可された
天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（捕獲）

担当:むつ市教育委員会 生涯学習課
森田 賢司
TEL 0175-22-1111(内線 3142)
FAX 0175-22-1488



む農水第 238 号
令和 4 年 8 月 2 9 日

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一 様

青森県むつ市中央一丁目 8 番 1 号
むつ市長 宮下 宗一郎
(公 印 省 略)

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
現状変更等（捕獲）終了報告について

このことについて、令和 3 年 6 月 1 8 日付け 3 文庁第 3 8 9 号で許可された現状変更等（捕獲）は終了したことから、別紙のとおり終了報告を提出しますので、青森県教育委員会教育長宛に進達方お願い致します。



む農水第238号
令和4年8月29日

文化庁長官 都 倉 俊 一 様

青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長 宮 下 宗 一 郎
(公 印 省 略)

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
現状変更等（捕獲）終了報告について

このことについては、令和3年6月18日付け3文庁第389号で許可された現状変更等（捕獲）が終了しましたので報告いたします。

記

1. 天然記念物の名称
天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
2. 指定年月日
昭和45年11月11日
3. 天然記念物の所在地
青森県むつ市及び下北郡
4. 所有者の氏名住所
日本国

5. 現状変更等の実施内容及びその経過

① 実施内容

第2次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）に基づき、サルの捕獲を実施した。捕獲方法は、同計画で定められている捕獲檻（箱わな・大型檻）を用いて群れ被害状況等及び年齢構成等のバランスを考慮しながら実施した。

捕獲後はできる限り苦痛を与えない方法により薬殺し、埋葬又は焼却処理を行った。

② 経過

令和3年	5月19日	む生産第109号で文化庁長官宛「現状変更等許可申請書」を提出（300頭申請）
	同日	む生産第110号で青森県知事宛「鳥獣捕獲等許可申請書」を提出（300頭申請）
	6月21日	青自然第192号（青森県）により許可
	6月18日	3文庁第389号（文化庁）により許可
	7月1日	捕獲作業開始
令和4年	7月31日	捕獲作業終了（27頭捕獲）

② 捕獲状況

耕作地・人家周辺において、箱わな及び大型罠により第2次第二種特定鳥獣管理計画に基づきA2-84B群1頭、A2-85群6頭、01-A群1頭、02-B群1頭、S1-A群3頭、Ko2群11頭、ハナレザル4頭の計27頭の捕獲を実施した。

6. 総括

今回の捕獲は、「第2次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）」に基づき、人的被害防止及び農作物被害対策のためのニホンザルの捕獲を実施したものであり、人的被害の未然防止及び農作物被害の減少につながった。

また、天然記念物への影響（絶滅や分裂等）については、むつ市が行っているモニタリング調査及び下北半島のサル一斉調査においても、絶滅等が確認されないことから、影響がないと判断している。

今後も地域住民と協力しながら保護管理及び被害防除対策に精進し、人とサルとの共生に向けて取り組んでいく。

(添付資料)

- ・ 捕獲檻設置場所及び捕獲位置図
- ・ ニホンザル捕獲記録
- ・ 捕獲用檻（箱わな）仕様図

ニホンザル捕獲記録の一覧表

(全27頭)

No.	群れ名	捕獲年月日	捕獲場所	性別	推定年齢
1	A2-84B群 (1頭)	令和3年10月16日	むつ市脇野沢瀬野川目	雄	2
2	01-A群 (1頭)	令和3年12月2日	むつ市脇野沢源藤城	雄	10
3	02-B群 (1頭)	令和3年7月24日	むつ市脇野沢滝山	雄	10
4	Ko2群 (11頭)	令和3年7月21日	むつ市大畑町関根橋	雌	5
5		令和3年7月26日	むつ市関根字新田川目	雌	3
6		令和3年8月2日	むつ市関根字出戸川目	雄	9
7		令和3年8月12日	むつ市関根字出戸川目	雄	4
8		令和3年8月27日	むつ市関根字出戸川目	雌	10
9		令和3年10月26日	むつ市関根字川代	雌	3
10		令和3年11月29日	むつ市大畑町関根橋	雄	6
11		令和3年12月2日	むつ市関根字出戸川目	雄	5
12		令和3年12月10日	むつ市関根字出戸川目	雄	15
13		令和3年12月16日	むつ市関根字出戸川目	雄	2
14		令和4年6月24日	むつ市大畑町下河原	雌	3
15	S1-A群 (3頭)	令和3年8月12日	むつ市田名部宮後	雄	13
16		令和3年9月1日	むつ市田名部宮後	雄	6
17		令和3年11月13日	むつ市田名部宮後	雄	15
18	A2-85群 (6頭)	令和3年7月27日	むつ市川内町蛸崎	雌	10
19		令和3年10月13日	むつ市川内町蛸崎	雌	0
20		令和3年11月8日	むつ市川内町蛸崎	雄	3
21		令和4年6月22日	むつ市川内町蛸崎	雌	7
22		令和4年6月22日	むつ市川内町蛸崎	雌	4
23		令和4年6月22日	むつ市川内町蛸崎	雌	12
24	ハナレザル (4頭)	令和3年8月12日	むつ市脇野沢館越	雄	12
25		令和3年11月25日	むつ市脇野沢源藤城	雄	8
26		令和3年12月15日	むつ市脇野沢源藤城	雄	10
27		令和4年7月10日	むつ市脇野沢七引	雄	20

報告第五号 参考資料

小中学校校長各位

むつ市教育委員会

教育長 阿部 謙一

(公印省略)

抗原検査キット配布センターの活用について

現在、市内において、新型コロナウイルスの感染が拡大しており、医療機関の受診にかなりの時間を要しているところでもあります。

市では、「抗原検査キット配布センター」を運営しており、児童生徒も利用可能でありますことから、保護者への通知をお願いいたします。

また、抗原検査キットを用いた検査から診療までの流れは次のとおりでありますので、基礎疾患がなく、症状が軽い場合は御活用ください。なお、抗原検査の結果が陰性であっても、症状がある場合は引き続き登校を控えるよう御指導願います。

抗原検査キットを無料で配布しています

8月15日から
無料配布

お申込み・ご相談は

抗原検査キット配布センター相談窓口

(むつ市役所 健康づくり推進部 予防医療・感染症対策課 内)

電話 0175-22-1111 (内線2581・2583)

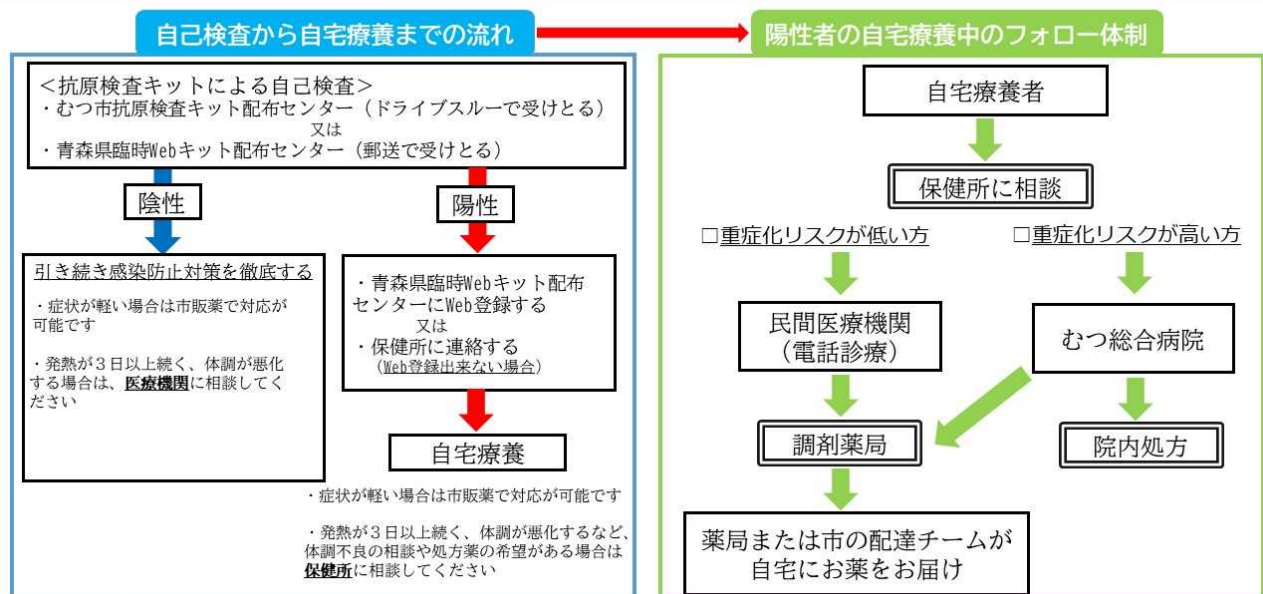
受付時間 9:00~17:00 (12時以降及び土日・祝日の受付は翌開設日の配布。)

《配布対象者》

- ・発熱、喉の痛み、咳、倦怠感等、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出ている方
- ・無症状の濃厚接触者(同居家族に陽性者がいる方)

※無症状の方は、「むつ市PCR検査センター」をご利用ください。(青森県民のみ利用可能)
※重症化リスクの高いと考えられる方は、むつ総合病院発熱外来にご連絡ください。

自己検査から診療までの流れ



保護者各位

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

抗原検査キット配布センターの活用について

平素より、市教育行政に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

現在、市内において、新型コロナウイルスの感染が拡大しており、医療機関の受診にかなりの時間を要しているところでもあります。

市では、「抗原検査キット配布センター」を運営しており、児童生徒の皆様も御利用いただくことができます。

また、抗原検査キットを用いた検査から診療までの流れは次のとおりでありますので、基礎疾患がなく、症状が軽い場合は御活用ください。なお、抗原検査の結果が陰性であっても、症状がある場合は引き続き登校を控えるよう御協力をお願いいたします。

抗原検査キットを無料で配布しています

8月15日から
無料配布

お申込み・ご相談は

抗原検査キット配布センター相談窓口

(むつ市役所 健康づくり推進部 予防医療・感染症対策課 内)

電話 0175-22-1111 (内線2581・2583)

受付時間 9:00~17:00 (12時以降及び土日・祝日の受付は翌開設日の配布。)

《配布対象者》

- ・発熱、喉の痛み、咳、倦怠感等、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出ている方
- ・無症状の濃厚接触者(同居家族に陽性者がいる方)

※無症状の方は、「むつ市PCR検査センター」をご利用ください。(青森県民のみ利用可能)
※重症化リスクの高いと考えられる方は、むつ総合病院発熱外来にご連絡ください。

自己検査から診療までの流れ

